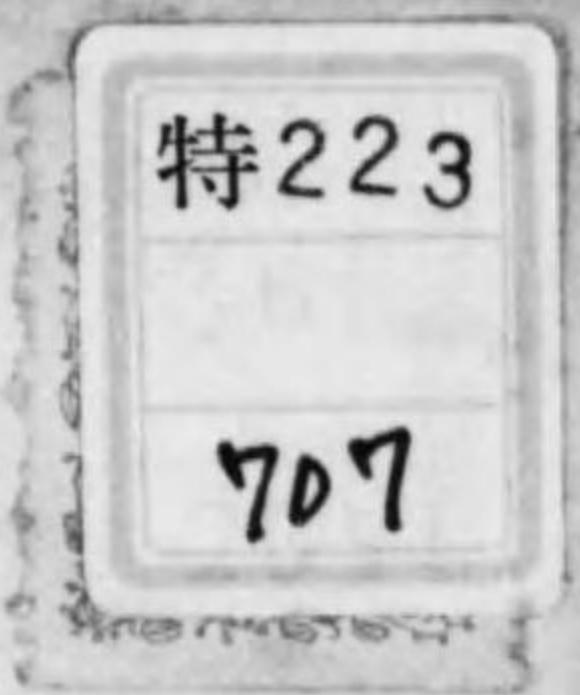


始



縣史蹟指定記念

井野村史蹟保存會



特223

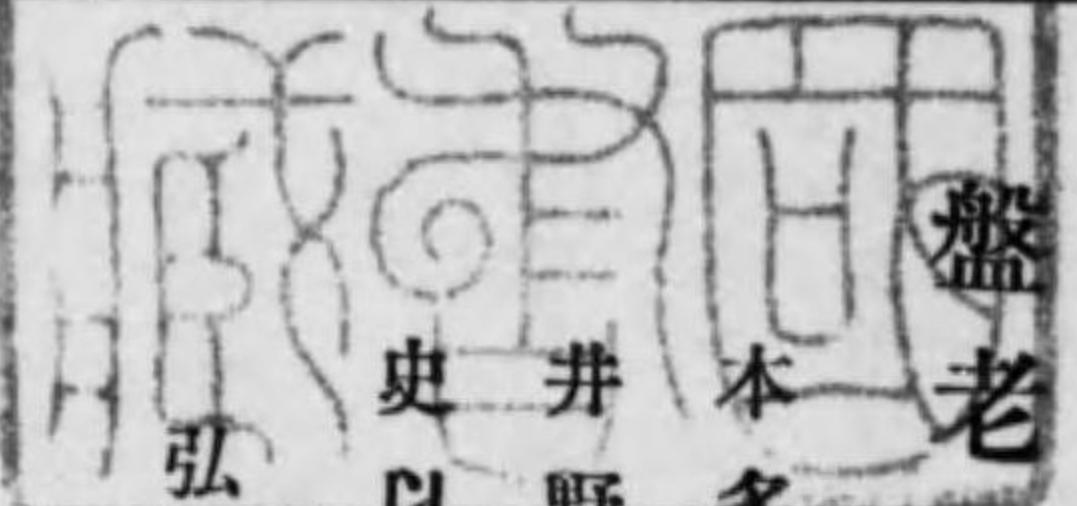
707

忠鯁平生持虎鬚。豐公勢焰也如無。屈盤老樹千年綠。即是傳神小照圖。

本多作左衛門重次墓。在井野村。宅址亦現存。蓋井野及青柳等地。係其采邑。則老此地也可知。舊史以爲上總誤。墓表有雙松。高百尺許。巍魄如畫

弘化丁未晚夏

棠陰清宮秀堅





例言三則

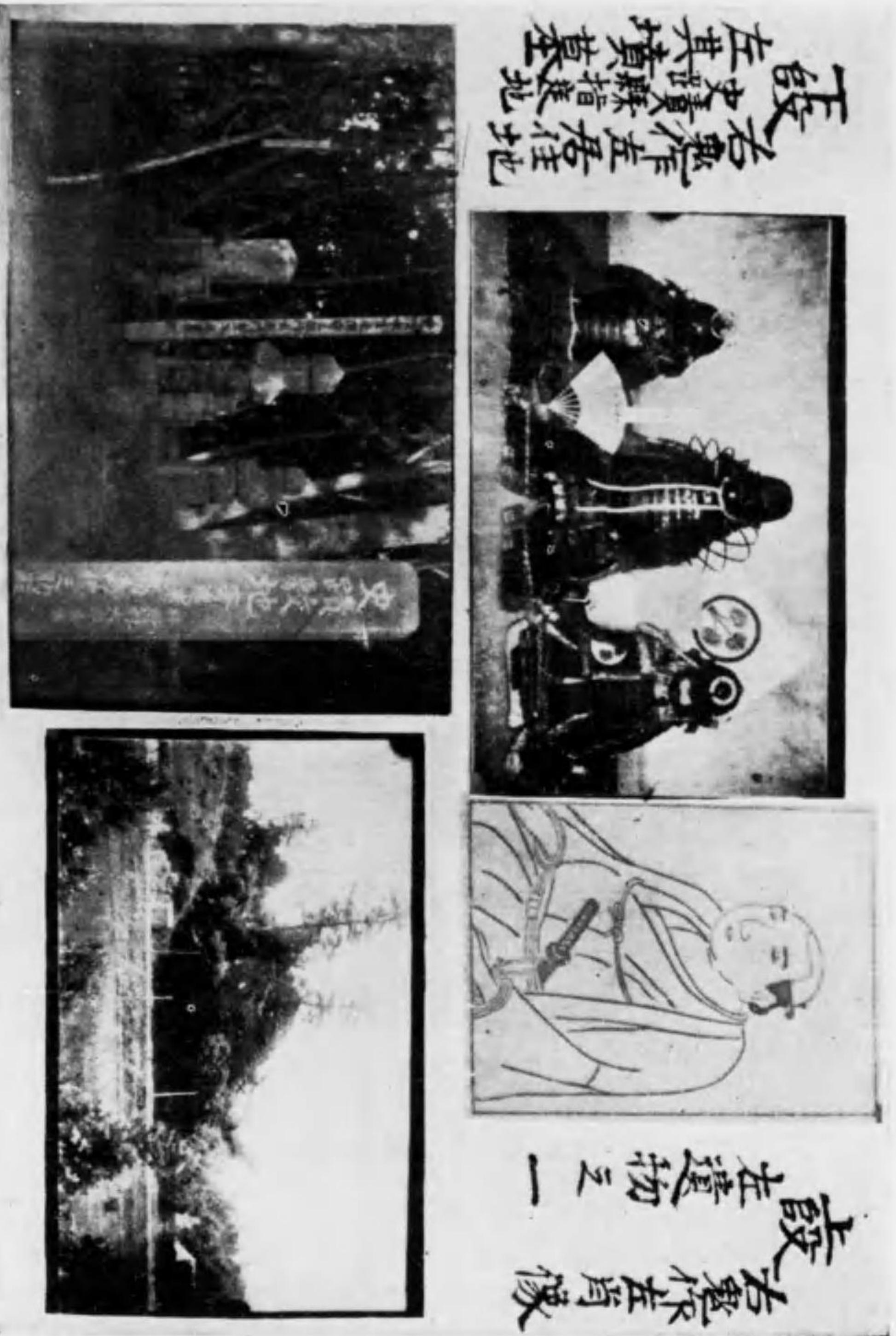
一、本會がこの小冊子を手民に附する目的は、徳川家の大忠臣鬼作左重次の墳墓地がいよいよ縣史蹟調査會の指定する處となつたので、之を好機に作左の傳記を刊行する筈なりしが、指定記念とするには、先づ経過顛末を報告して、然後、傳記に及ぼすのが順序なりといふ理由の下に、傳記出版は後日に譲ることなし、今回は單に記念號として公開したるに過ぎないのであります、乞ふ諒とせられんことを。

一、藩翰譜に載する所に據れば、本多重次は上總小原の地三千石を領し、遂に彼地に終れりとあるのみにて、我が井野終焉の地に言及してないのは甚だ遺憾であつた、然るに今暗憺たる迷霧を開いて、天日を拜するの心地を致したことは、洵に千載不朽の賜であると謂はなければなりません、豈に感謝に勝へんや。

一、指定實現を果すに當り院外に在て特に聲援された方は、立林水城と吉原格齊の兩氏でした。格齊氏よりは前後數回に亘りて志料の提供を受け、水城氏は其の得意の健筆を「いばらき」紙上に揮はれたのみか、更に幾多の便宜を寄せられた點は與に忘れ難きものがあります、故に兩氏の芳名を特記して其の厚意を表す。

昭和九年八月下 潤

編 者 識





昭和七年九月六日墓山に於てお参りの記念撮影

縣史蹟指定記念

茨城縣告示第四百四十九號

井野村史蹟保存會述

茨城縣報の告示

史蹟名勝天然紀念物保存顯彰規程第一條ニ依リ左ノ通り指定ス

昭和九年八月三日

茨城縣知事 阿部嘉七

名	稱	所 在 地	地	域
本多作左衛門重次墳墓	北相馬郡井野村	字寺前三一六七番山林五畝十		
大字井野	五步ノ内十坪五合			

御挨拶

右は昭和九年八月三日付發行の茨城縣報で告示されましたもので、徳川氏の大忠臣我が鬼作左重次の墳墓が、暫らく世間に忘れられてゐましたが、此程縣史蹟調査委員會諸氏の鋭意熱心なる調査報告に依て、新に縣の史蹟保存として指定發表に成りましたるものであります。本會は此の目的を達成するに方り、満腔の御後援を寄せられたる各位に對し、經過顛末を御報告すると共に、茲に謹んで感謝の意を表する次第であります。

藩翰譜の誤謬

是より先き、我が井野村では、斯の由緒深き本多作左衛門重次の墳墓が、文祿慶長の昔から立派な史蹟として存在してあるにも拘はらず、何故に新井白石の藩翰譜以下。

の載籍には、「重次は上總小原の地三千石を領し遂に此の地に終れり」云々と記載しあるのみにて、些少でも我が井野終焉の地に言及してゐないのは、甚だ遺憾の極に禁へません。徳川時代に於て武家研究の好志料として、尤も權威ある該書にすら、尙ほ且つ斯の如き妄誕杜撰なるに於ては、他は皆推して知る可きである、併かも況んや本家。本元の我が井野の御墓山を閑却して、顧みざるに至ては、更に無稽も亦甚だしいと謂はざるを得ない。

史蹟保存會の設立と會則

是に於て當村有志は、斯の由緒ある遺蹟の煙滅するを惧れ、數次協議の結果、昭和八年の紀元佳節をトして、高島村長、横島縣議、柿沼前助役を筆頭に、當山惣代仲宗一郎、天津繫太郎、武藤國太郎、倉持春吉の諸氏自ら進んで發起となり、爰に井野村史蹟保存會なる者を設立した次第です、要は作左の遺蹟を復興すると同時に更に進ん

では、社會教育の資料に供せんとするの旨趣に外ならないのであります、今其の會則を掲げれば。

4

第一條 本會は茨城縣令第九十五號(昭和二年十一月十七日)茨城縣史蹟名勝天然紀念物保存顯彰規程に依り之を創立す。

第二條 本會は井野村史蹟保存會と稱し事務所を本願寺内に置く。

第三條 本會の目的は徳川家廉公の忠臣鬼作左本多作左衛門重次の遺蹟を復興し社會教育の資料に供すると共に村の發展に資す。

第四條 本會員を分ちて左の七種とす。

一、會長一名 二、副會長一名 三、理事若干名
四、書記一名 五、顧問若干名 六、贊助員若干名
七、普通會員若干名

會長は會務を總理し會議の議長となる、副會長は會長事故ある時其職務を代理す

理事は會長の召集に應じ會議を起し會務を定む。

顧問は本會の最高諮詢に應す。

書記は會長及理事の命に依り庶務に從事す。

但し本會を本願寺に専屬せしめ、理事及書記は檀徒惣代の申請に依り會長之を任命す。

第五條 會議は必要の都度會長之を召集す。

第六條 保存會の及維持費は會員中の贊助費を以て之に充つ、但し贊助金の受理は本願寺の名を以てす

第七條 本願寺の名に於て毎年度末保存會費の收入出納報告書を作製し一般會員に報告す。

附 則

第一條 前項以外に於て本會遂行上必要なる事項は其都度理事會の決議に依り之を定む。

5

鬼作左とは如何なる人か

世間で鬼作左とは如何なる人かと云ふ間に對して、一言を述べさせて頂き度いことは、彼の「一筆啓上火の用心、お仙泣かすな、馬肥せ」と云ふ手紙です、これは作左が陣中から留守居の妻子に届けて、後顧の憂のない様に訓戒をされたもので、其の文句が如何にも奇抜で、簡単で併かも一點の無駄がない處は、武辨一片の人の筆に成つたものとは思はれません、何んと偉かつた人ではありますんでしたか、然るに世間では何故に斯の作左衛門重次を呼ぶに、殊更に鬼の字を冠せて鬼作左と云つたのか、是に就て多少不審の觀を抱く輩もあらふけれども、決して左様な悪い意味のものではないのです、頃は永祿の八年で作左が三十七歳の時、高力清長・天野康景の三人が、三河國の奉行職に取立てられたことがあつた、其の時に作左が施政の遣り口は、他の专名とは差つて、些少の弛味もなく極めて嚴重に扱つたので、是に始めて「佛高力、鬼。

作左、ごちへんなしの天野三良兵衛」と云ふ、一篇の俚謔的の様なものが國中に廣まり、之が則ち動機となつて遂に一般に知り渡つたのである、人並以上に勝れた武人に對して鬼とか惡とか、一種異様な綽名を付て、それが段々と後世の通稱に用ひた例は少くない、源平時代に於ては、惡源太とか又は惡七兵衛とか云はれた、併かも立派な武將がありましたが、是等の武將は當時皆何れも一騎當千の働きがあつた爲めに、世間から其の武勇を稱揚されたもので、決して惡人とか惡黨とかの意味で云つたのではないのです、されば作左に對する鬼作左の名稱も是と同一筆法で、後世誰人が云ふなく、遂に別名的通稱になつて終つたものであります。

鬼作左の人となり

本多作左衛門重次、幼名は八藏又作十郎と云ひ、作左衛門重正の長子で、長祿二年三河國松平に生れ、父祖から徳川信忠清康に仕へ、作左は清康、廣忠、家康公の三代。

に○歴○仕○して○屢○々○戰○功○を○た○て○ま○し○た○。天○正○十○年○長○久○手○合○戰○の○後○ば○、秀○吉○と○和○睦○が○成○立○し○た○の○で○、其○の○男○成○重○を○秀○康○に○從○へ○て○上○京○さ○せ○た○が○、後○和○睦○が○破○れ○相○に○な○つ○た○か○ら○謀○を○廻○ら○し○て○成○重○を○三○河○に○呼○戻○し○た○こ○と○が○あ○つ○た○、同○十○四○年○再○び○和○睦○が○調○へ○家○康○公○も○上○京○し○た○の○で○、秀○吉○は○其○の○母○大○政○所○を○質○と○な○し○て○、岡○崎○に○下○ら○し○め○た○時○、作○左○は○井○伊○直○政○と○共○に○警○護○の○任○に○當○つ○て○あ○た○、後○大○政○所○が○歸○京○し○て○秀○吉○に○告○ぐ○る○に○、わ○れ○岡○崎○に○在○る○の○時○、本○多○重○次○なる○者○、其○の○居○所○に○薪○を○積○み○若○し○京○都○に○變○起○ら○ば○、わ○れ○を○燒○穀○さん○と○用○意○し○た○之○を○懷○へ○ば○今○尙○ほ○毛○髮○に○寒○氣○を○催○す○と○云○は○れ○ま○し○た○が○、秀○吉○は○固○よ○り○そ○主○に○對○す○る○忠○誠○に○感○し○て○あ○た○もの○、是○よ○り○心○平○か○な○ら○ざ○る○物○が○多○か○つ○た○。天○正○十○八○年○小○田○原○の○役○に○家○康○公○は○相○模○に○在○り○て○、駿○府○城○を○作○左○に○留○守○さ○せ○た○の○で○ある○、既○にして○北○條○氏○は○亡○び○秀○吉○は○凱○旋○す○る○爲○め○に○、駿○府○城○を○借○り○て○本○營○に○な○さん○と○欲○し○た○。然○る○に○作○左○は○之○に○返○答○す○る○に○、内○府○嚮○き○に○臣○に○委○す○る○に○固○守○嚴○衛○の○命○を○以○て○し○ま○し○た○。未○だ○他○人○に○貸○す○の○許○し○を○聞○き○ま○せ○ん○、殿○下○に○し○て○若○し○威○を○以○て○壓○せ○ん○と○せ○ば○、臣○請○ふ○。

死○力○を○盡○して○寡○君○の○命○を○全○ふ○し○い○と○斷○つ○た○の○で○、豊○臣○氏○の○將○卒○忽○ち○城○を○攻○め○ん○と○し○た○が○、秀○吉○は○之○を○制○し○て○野○營○を○張○り○翌○日○途○に○上○り○ま○し○た○、跡○で○家○康○公○之○を○聞○いて○深○く○作○左○を○戒○め○、更○に○秀○吉○の○怒○り○を○惧○れ○て○、使○者○を○遣○は○し○て○謝○罪○す○る○處○が○有○り○ま○し○た○、そ○の○後○秀○吉○が○家○康○公○に○語○る○に○、重○次○初○め○我○を○欺○き○質○を○呼○返○へ○し○た○、亦○此○の○役○に○岡○崎○に○て○面○會○せ○ん○と○加○藤○光○泰○を○以○て○招○い○た○け○れ○ど○遂○に○來○ら○す○、是○我○が○心○に○快○よ○から○ざ○る○所○で○あ○る○、禮○節○を○知○ら○ざ○る○者○は○家○臣○の○列○に○在○ら○し○む○る○こ○と○が○出○來○な○い○と○云○は○れ○た○の○で○、同○年○七○月○家○康○公○は○作○左○を○上○總○小○原○の○地○に○屏○居○を○命○し○、更○に○其○の○追○迫○の○急○なる○を○避○ける○爲○め○に○、翌○十九○年○秋○再○び○井○野○に○移○し○て○井○野○、青○柳○、和○田○の○菜○邑○三○千○石○を○給○し○諸○稅○を○免○じ○て○、此○處○を○永○住○の○地○と○いた○し○ま○した○が○、文○祿○五○年○七○月○十六○日○遂○に○六○十八○歳○で○歿○し○ま○し○た○、故○に○今○日○に○至○る○も○里○人○、其○埋○葬○せ○る○處○を○御○墓○山○と○云○へ○、其○居○住○し○て○ゐ○た○宅○址○を○城○山○と○呼○んで○ゐ○る○の○は○、乃○ち○之○が○爲○め○で○あ○り○ます○。

志料蒐集と指定の申請

爾來引續き高島會長以下の役員は、夙夜東西に奔走して必要な書籍の蒐集に没頭した、やがて立證となる可き數種の志料が、瞬き裡に發見することが出来たので、役員一同は幸先良しと大に喜び、即時史蹟名勝天然紀念物保存顯彰規程法に則りて、調書の編纂に從事することとなり（此の時海老原寛氏は多年研究せられた、鬼作左の志料若干葉を寄稿されたに對し、爰に其の厚意を多謝します）名けて史蹟調査書と云ふ、之を指定の資料調査に供する爲めに、本縣知事に提出して、御墓山の墳墓地を縣史蹟に指定せられんことを申請したのであつた、縣では元より斯の申請を拒む可き筈は無い、本年三月二十四日委員荒井庸夫氏を當地に出張せしめて、實地調査に着手されたのであります、斯くて荒井氏の歸縣後は報告となり、更に數度の慎重審議を経て七月十四日遂に最後の臨時調査委員會を開いて、滿場異議なく左記立證の下に之を決

定し、越えて八月三日付發行の縣報で、改めて告示するに至つたのである、而して此の前後に於て立林水城氏は「いはらき」紙上で、鬼作左と題する評傳を三十七回に亘りて連載し、多大の氣聲を添へられたことは、深く感謝に禁へざる處でした、尙ほ本會が當時調査會に提出して審議に附された、有力な立證は左記の通りであります。

- 一、御墓山の現狀と本多家累代の位牌、
- 二、重次着用の遺物及其の子孫の書類、
- 三、土地の舊臣寺田百二郎氏所藏の古記錄、
- 四、下總國舊事考、北總詩誌、利根川圖誌等、
- 五、古老の傳記及諸名流の詩文、

指定となるは當然

茲に一言附記して置かねばならぬ事は、斯の七月十四日と云ふ日は、我が史蹟指定

の運命を決する大切な日であつたからであります、分けて斯の日は土曜日であるにも拘らず、縣では臨時調査委員會を召集して、其の委員の調査せる報告に依て、初めて可否を決定する責任を以て居るから、斯く輕卒には指定することが出来なかつたので、ありました、然るに前記の通り動かすべからざる立證の結果、「本多作左衛門重次○の墳墓は井野村に在り宅址尙ほ現存す」云々といふ、併かも立派な免許を擱つたことは、是れ元より當然なりとは云へ、一に懸命を忘れて從事された、委員諸氏の賜と謂はなければなりません、何となれば之に由て藩翰譜以下の妄誕が、將來改竄排除の動機となるからであります。

指定内報の歓び

何は兎もあれ昨十四日の調査委員會は、無事通過したに相違あるまいが、今に至るも何の音沙汰のないのは甚だ不審であると、當山惣代の人達は、取手町の仲宗一郎氏

宅に落合つて、頭痛鉢巻を始めたのは丁度十五日の正午頃であつた、すると其の刻限からやゝ二三十分も過ぎたかと思はるゝ頃、突然一通の電報が舞込んで來た、見ると水戸立林水城氏から「指定になつた萬歳」といふ、お祝的意味の内報であつたから、一同は打て變て喜ぶまいことか、殊に作左の命日は翌日に差迫つて居た矢先きであつたから、堪つたものでない、それ準備だと許りに仲、天津、武藤、中村の諸氏は、電光石火の勢で部署を定めて縦横に駆け廻つたとの話でしたか、寔に感謝に堪へませんでした。

御墓山で奉告式

鬼作左の命日には午前十時から御墓山なる墓前に於て、縣史蹟指定奉告の法要を行ひました、此の日隣接寺院からは、福田、山野、貞方の三住職を始め、檀徒並に關係有志約三十餘名の参列を見ましたことは、本會の光榮に禁へざる處であります、

や。が。て。讀。經。の。後。當。山。主。の。奉。告。文。朗。讀。次。て。宮。崎。仁。十。郎。倉。持。小。學。校。長。吉。原。格。齊。三。氏。の。祝。詞。横。島。顧。問。の。指。定。經。過。報。告。高。島。會。長。の。謝。辭。あり。て。莊。嚴。の。裡。に。閉。會。を。告。げ。ま。し。た。の。は。丁。度。十。一。時。頃。で。し。た。嗚。呼。回。顧。す。れ。ば。三。百。四。十。年。の。長。い。其。の。間。煙。れ。同。然。で。あ。つ。た。作。左。の。墳。墓。も。今。回。の。奉。告。に。依。て。始。め。て。喚。起。さ。れ。た。の。で。ある。か。ら。其。の。英。靈。も。定。め。て。泉。下。で。大。満。足。を。し。て。下。れ。た。の。で。あ。ら。う。當。日。朗。讀。し。た。奉。告。文。は。

恭。しく。本。誓。院。殿。の。靈。に。告。げ。奉。る。茲。に。當。御。墓。山。の。地。は。居。士。が。德。川。家。無。二。の。忠。臣。と。し。て。世。上。の。龜。鑑。と。な。る。に。足。る。可。き。も。の。有。る。を。多。く。し。昭。和。九。年。七。月。十。四。日。を。以。て。縣。史。蹟。指。定。た。る。こ。と。を。得。た。り。是。を。以。て。本。日。之。が。奉。告。式。を。修。行。す。る。に。當。り。有。縁。各。位。の。御。責。臨。を。辱。ふ。す。る。こ。と。を。得。た。る。は。本。會。無。上。の。光。榮。と。して。感。謝。に。禁。へ。ざ。る。所。な。り。顧。み。れ。ば。昭。和。八。年。紀。元。佳。節。を。ト。し。て。之。が。企。圖。を。起。す。や。高。島。柿。沼。の。正。副。會。長。横。島。顧。問。を。初。め。各。位。多。大。の。御。盡。力。に。依。り。多。年。の。宿。願。爰。に。成。就。し。て。縣。史。蹟。指。定。と。な。る。こ。と。を。得。た。る。は。實。に。本。會。の。欣。忭。措。く。能。は。ざ。る。所。な。り。今。や。居。士。の。三。百。

四十。周。忌。な。る。七。月。十。六。日。の。御。命。日。に。當。る。を。以。て。謹。んで。之。を。靈。前。に。奉。告。す。る。所。以。な。り。冀。く。は。髪。號。と。し。て。來。り。饗。け。よ。

昭。和。九。年。七。月。十。六。日。

本。願。寺。第。二。十八。世。秀。譽。

當。山。と。高。島。家。の。結。縁。

却。說。作。左。の。墓。と。云。へ。ば。此。の。御。墓。山。に。就。て。少。し。く。特。筆。し。て。置。か。ね。ば。な。ら。ぬ。こ。と。が。あ。る。そ。れ。は。明。治。維。新。直。後。ま。で。は。當。山。所。有。の。もの。あ。つ。た。が。或。る。事。情。の。下。に。他。人。の。手。に。渡。り。爾。來。幾。人。か。の。分。割。す。る。處。と。な。つ。て。現。今。に。及。ん。だ。も。の。あ。り。ま。す。處。が。不。思。議。に。も。墓。地。附。近。一。帶。は。幸。に。高。島。家。の。所。有。と。な。つ。て。居。ま。し。た。關。係。か。ら。今。回。の。因。縁。を。結。ぶ。こ。と。に。成。た。の。で。あ。り。ま。す。事。は。本。會。創。立。當。初。か。ら。の。話。で。す。が。昭。和。八。年。八。月。十。三。日。高。島。家。の。諒。解。を。得。て。小。學。校。の。職。員。さ。ん。と。青。年。會。諸。君。の。熱。心。な。る。奉。仕。的。努。力。に。依。て。作。左。一。族。の。墓。碑。を。御。墓。山。の。古。巢。へ。當。山。か。ら。還。元。し。た。の。で。あ。り。ま。し。た。其。の。時。會。長。

高島氏は快く之を承認して下された許りではない、更に進んでは墳墓に接續せる山林一帯の地を、此程史蹟管理者本願寺へ寄附せられたのであります、何んと難有い譯ではありますか、因て當山では之に酬ゆ可き良方法がないので、協議の上、爾來高島家に對して、永代祖先の菩提を弔ふことをお誓ひ致しました次第です、何んと不思議な結縁ではありますんでしたか。

十數年前の計劃

我が史蹟保存會が創立して以來、縣史蹟指定の告示を見る迄には、前後僅かに一兩年に過ぎなかつたが、其の此處に至りし道程を尋ねる時は、實に今から十七年の昔で則ち大正九年の交でした、當時此地の有志に寺田兵英と云ふ篤志家がありました、偶々文俊吉田氏の説得に感激してか、自費を擲つて、高島家の諒解と青年會の應援の下に、作左の遺蹟を顯彰す可く御墓山に墓表を建て其の周圍に竹垣を廻らして供養をし

て下されたことがありました、其の後氏の物故と共に、之を繼承する者が莫つた爲め一時中止となつたのは遺憾でした、越て大正十一年十二月に至り、仲宗一郎氏等の發議で、相馬善光寺如來と御墓山の問題が起りましたけれど、双方一時に再興するのは、却々容易でないと云ふ處から、爰に又御墓山の問題は暫時保留されるの止むなきに立至つた次第でした、當山としては善光寺如來の發展も大事であるが、御墓山の復興も亦一日も忘るゝことは出來ません、それからと云ふものは、一意尊念斯の種の方面に力を濶ぎ、苟くも作左に關係する記事あれば、之を抄錄して筐底に藏め、又は舊家を叩き父老を尋ねては、其の信を探り其の妄を削る等、以て他日の用に備へたのでありました、然るに昭和二年十一月の十七日、茨城縣令で史蹟名勝天然紀念物保存顯彰規程の發布されたのを見まして大に喜び、直ちに當山惣代や世話人の方々と、前後數度に亘りて協議を凝らしたことがありましたが、奈何せん時機は未だ全く此處に到來しなかつたものと見えまして、遂に空しく沙汰止みとなつたのでありました。

救濟工事が實現の動機

時は昭和七年の十二月の事でした、折柄當山所有の土地が、救濟道路敷地に買収され、ましたから、この賣償金で御墓山の復興を圖る可く、所有者の高島村長に交渉を進めたいたと、學務委員の藤代揆一郎氏に依頼したことがありました。其の時高島氏の拶挨には、「賣る譯には参らんが、希望とあれば入用丈を寄附してやらふ」と云ふ意向だとの、藤代氏からの傳言であつたので、寺方一同は之に力を得て、早速横島縣議を叩いて件の事情を相談すると、横島氏とても元より反対する筈はない、双手を擧げて援助する旨を誓はれたので、爰に初めて高島村長、柿沼前助役等と協力し、昭和八年二月本會を創立した譯で、遂にそれが動機となつて今日の實現を見るに至つた者であります、因に爾來横島顧問は終始一貫自己を忘れて盡力を下りて居ります、此の点洵に感謝に堪へません。

福井蛇原兩氏を顧問役に

越て昭和八年三月五日に至り、在東京の蛇原萬吉翁には、其の寄附された井野小學校の新築落成式に臨席後、福井三郎先生と同伴で當山に立寄られ、鬼作左の遺物を參觀されたことがありました、此の日福井先生には殊の外悦に入つたと見え、例の元氣な口調で「さて承れば此度御地で作左顯彰の目的で、其の舊蹟を復興する計画だ相だが、寃に時機に適合した仕事と思ひます、今や思想界は益々悪化する許りで、君臣の義も父子の情も、師弟の間も、差別なく混濁して殆んど此の社會から忘れられんとしてゐる危急の秋に方り、斯る企を爲して世道人心の資料に供することは、感心に堪へざる處であります」と、非常なお褒めに預つた許りではあります、更に又先生には語氣を換へ「併し此の仕事は啻に一地方に限られた小さい問題ではない、云はゞ國家的に亘る大事業であると考へます、幸に我が蛇原君は、此地の出身成功者であれば、進ん

でこの仕事に賛成し、着々之が實現に力を添へて遣つたなら、今後百年の大計を樹つる上に、史蹟と共に永へに遺すことが出来るであらふ、是非郷土の爲めに「肌を」と諄々と懇意されましたので、翁も今更ながら先生の斯の言に感激し、然らば縣史蹟指定となつた暁は、一臂の力を致さうと懸念なる挨拶をされましたので、列座の人々も大に満足し、其處で福井先生と同時に、本會の顧問役を承諾して下された次第であります。

本會役員の顔觸

本會の會則は前條所載の如くですが、今其の役員諸氏の顔觸を紹介すれば左の方々であります。

會長 井野村長
副會長 同前助役
高島徳之助
柿沼龜吉

理事	檀徒惣代	天津繁太郎
事全	本願寺住職	武藤國太郎
問全	在東京前代議士	福井春吉
全	在東京正金商事株式會社々長	本多貞俊
全	在東京淺草區會議員	姥原萬吉
全	縣會議員	宮本正義
全	本願寺顧問	横島酉之助
全		仲宗一郎

終に臨みて

以上は本會が第一期事業終了中の概略にして、之か報告を爲さんが爲め、俗事倥偬

の間に在て、是の炎熱と鬪ひ乍ら、漸く起草したものであります、故に篇中重複無循
兎角物足らざるの觀がありませうが、それは近く第二期及第三期事業の完成を見たる
上、又改めて秩序的の御報告を致し度いと思ひます、乞ふ希くは其の意の存する處を
採りて、而して其の文の拙なる所以をお咎めすること莫ければ、寔に幸甚の至りに勝
へません。

謹 言

昭和九年八月中旬

井野村史蹟保存會

附 錄

鬼作左略年譜

享祿二年一歳、今を距る四百六年前、三河國^{松平}に生る。

天文四年七歳、家康公の祖父清康の兒小姓となる。

同五年八歳、是年秀吉生る。

永祿元年三十歳、二月弟重玄寺部に於て戰死、重玄は家康公と同甲。

同六年三十五歳、土呂針崎の役に出陣。

同八年三十七歳、三河の奉行となる、初めて鬼作左の稱あり。

元龜三年四十四歳、三方ヶ原の役に出陣、是年仙千代丸、後の成重生る。

天正三年四十七歳、長篠の役に出陣、身に創を蒙り右眼を射らる、荻丸、後の秀
康生る之が養育に當る。

同九年五十三歳、高天神の役に出陣。

同十年五十四歳、駿河一國の政務を執る、大釜を割りしは此時なり。

同十一年五十五歳、長久手の役に出陣。

同十二年五十六歳、小牧の役には尾洲星ヶ崎城に在り、是年成重、荻丸に從て大
阪に行く。

同十三年 五十七歳、春萩丸元服して秀康と改む、此年岡崎城を守る、秀吉關白となる。

同十四年 五十八歳、十月大政所、岡崎に下るを以て、井伊直政と警固の任に當る成重を大阪より呼戻す。

同十五年 五十九歳、大政所、岡崎より還る。

同十八年 六十二歳、秀吉關東巡視、家康公江戸城に入る、此年秀康十七歳にて結城家を繼ぐ、重次、秀吉の忌諱に觸れ七月上總小原の地へ屏居、三千石を給せらる。

同十九年 六十三歳、此秋上總より井野に移る。

文祿元年 六十四歳、成重時に二十一歳結城に往復す。

同二年 六十五歳、井野に居住、朝鮮蔚山の役あり。

同三年 六十六歳、井野に居住。

同四年 六十七歳、井野に居住。

同五年 六十八歳、七月十六日井野に於て歿す、遺骸を御墓山に葬る、時に家康公五十五歳、成重二十五歳、以上は昭和九年を距る實に三百四十年。

感想一班

我が鬼作左を以て、單に武辨一片の荒くれ武者同然の如くに見てゐるのは、大なる間違であります、作左が家康公に捧けました功績は、載せて青史に詳かでありますから、敢て爰には述べませんが、其の思慮の深遠にして忠勇剛毅であつた處は、恐らく當時の武人中之に及ぶ者はなかつたのであります、然るに何事ぞや、身は諸侯伯の上に列するの功績を以て、當然首班たる可き筈なのに、之をみること弊履の如く恬として顧みず、一意たゞ、主君擁護の犠牲に甘んして生涯を最爾たる斯の井野の一寒村に終りしことは、誠に氣の毒に堪へざる點が多かつた、殊に見逸すことの出來ないのは

當時秀吉の勢威を以てしてすら尚ほ且つ屈せず、死力を盡して之に當らんとした決心は、古の豪傑と雖も遠く及ばざる處であらふ、威武も屈する能はず、懦夫をして起たしむると云つてあるが、今我が作左の如きは殆んど之に庶いでないか、又嘗て公が癱を患ひ其の命旦夕に迫らんとした際、死を以て之を直諫した者は誰であつたろう、假りに其の時一作左が微つたとしたならば、天下或は徳川氏の有にあらざりしや知る可きである、故に吾人は徳川家十五代の大盤石を築き上げた者は、彼にあらずして作左にあつたと断言して憚らざるものは、則ち之が爲めであります。

借問す、明治維新の大原動力を爲した隠れた功勞者は誰であろう、詮する處家康公があつて光圀卿があり、光圀卿があつて大日本史があり、大日本史があつて大義明分が闡明になり、大義明分が闡明された結果、爰に初めて維新の大業が成就したこと顧る時は、牽強附會の様ではあるが、この家康公を援けて一寒村に終つた作左の史蹟の復興も亦徒爾ならざること、思ひます。

由來本縣は北には水戸の史蹟あると共に、南には作左の舊蹟あることは、所謂明治維新の原動力となつた史蹟として、兩々相對照する時は、最も有意義の者と謂はなければならぬと信じて疑はざるものであります。(終り)

本願寺の略縁起

本多作左衛門重次の菩提所である當山は、光明山と號し昔から青柳の地にあります是より先き五百五十二年前則ち弘和三年の春、淨土宗中興の大德了譽聖岡上人が御年四十三歳の時、初めて開山されたもので京都知恩院の直末に屬して居ります、其の頃上人には此地に談所を設けられて、兩三年御滞留遊ばされましたが、それが則ち動機となつて現在の本願寺と爲つたものであります、降て文祿五年七月十六日に至りて、本多家の菩提所となるに及んで中興されました、其の後百三四十年の星霜を経て、偶々祝融氏の襲はる所となつて、堂塔伽藍を始め古記録過去帳の類に至るまで、全部

灰燼と成つて終つたのは、返す／＼も惜いことをした、世代は現當主で二十八世ですが、當時の開基は何れも此地の著姓

從五位下

宮。本。法。憧。
武。藤。玄。蕃。

海。老。原。八。左。衛。門。

の三氏でありますか、中でも宮本、武藤の兩家は今尚ほ連綿として榮え、其の家運の隆昌と子孫の繁榮を來たして居ることは、人の皆知る通りでありますので、敢て此處には之を贅しません。

昭和九年十一月二十三日印刷
昭和九年十一月二十五日發行

縣史蹟指定記念奥附

茨城縣北相馬郡井野村青柳
二百六十七番地本願寺内

井野村史蹟保存會

發行者兼
編輯者

代表者 本多貞俊

印刷所 水戸市上市元白銀町一五二
日新印刷株式會社

發行所 井野村史蹟保存會

終

